

令和4年度白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年10月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、所有する自動車に後付け安全運転支援装置を購入及び設置する高齢者（以下「補助対象者」という。）に対し、その購入及び設置（以下「補助対象事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助することにより、踏み間違い急発進による事故を未然に防止し、高齢者の安全運転に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後付け安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 後付け安全運転支援装置を設置することが可能であるもの
 - イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- (3) 装置取扱事業者 安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程（令和2年3月9日施行）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターから後付け装置取扱事業者に認定された事業者（以下様式第4号において「認定事業者」という）のうち、白鷹町内の事業者で、後付け安全運転支援装置の販売及び設置を行うものをいう。
- (4) 登録事業者 装置取扱事業者のうち第9条の規定により登録されたものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者。
- (2) 第7条に規定する補助金の交付申請をする日の属する年度の3月31日現在で満65歳以上となる者。

- (3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者。
- (4) 後付け安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者。
- (5) 町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料）の未納がない者。
- (6) 転売等を目的として後付け安全運転支援装置を設置する者でないこと。
- (7) 後付け安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者。
- (8) 白鷹町暴力団排除（平成24年3月23日条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない者。
- (9) 後付け安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、装置取扱事業者から説明を受けた者。
- (10) 後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、町が一切の責任を負わないことについて了承する者。
- (11) 装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
 - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許を返納したとき。
 - ウ その他町長が認めたとき。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、後付け安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付 50,000円
 - (2) 障害物検知機能なし 20,000円
- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。
- 4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 後付け安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し（申請者と後付け安全運転支援装置の設置に係る契約を締結した者（以下「施工業者」という。）の発行したものに限る。）
- (4) 後付け安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付申請等の委任)

第8条 申請者は、前条及び第14条から第16条に規定する手続について、登録事業者である施工業者に手続を委任することができる。

- 2 前項の規定により補助金交付申請等の手続きを施工業者に委任したときは、第7条による交付申請時に委任状（様式第2号）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた施工業者（以下「受任施工業者」という。）は、委任された手続について、誠意をもって実施するものとし、当該手続を通じて知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白鷹町個人情報保護条例（平成15年12月25日条例第28号）の趣旨に従って取り扱わなければならない。
- 4 受任施工業者は、代理受領に係る補助金交付請求書（様式第3号）により、町長に補助金の交付を請求することができる。
- 5 町長は、代理受領に係る補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を受任施工業者に交付するものとする。

(事業者登録の届出)

第9条 登録事業者の登録を受けようとする事業者は、次の各号に定める書類を添付して町長に届け出なければならない。

- (1) 後付け安全運転支援装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録届出書（様式第4号）
- (2) 後付け安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し

(事業者登録の変更の届出)

第10条 登録事業者は、届出事項に変更があったときは、速やかに後付け安全運転支

援装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録事項変更届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金代理受領取扱事業者登録廃止・休止・再開届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（登録事業者の報告）

第11条 町長は、代理受領について必要と認めるときは、登録事業者に対し、報告を求めることができる。

（登録事業者の取消）

第12条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）補助金交付申請等について不正があったとき。
- （2）後付け安全運転支援装置設置費補助金の請求について不正があったとき。
- （3）正当な理由なく前条の報告をしなかったとき。
- （4）不正な手段により登録を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、後付け安全運転支援装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録取消通知書（様式第7号）により当該取消しを受けた事業者に対し、通知するものとする。

（交付決定の通知）

第13条 町長は、第7条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- （1）施工業者が発行する安全装置の名称、補助対象経費、設置日が確認できる書類の写し
- （2）補助対象事業に係る領収書の写し
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 15 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金確定通知書（様式第 10 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 交付決定者は、前条による額の確定通知書を受領後、速やかに白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書（様式第 11 号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第 17 条 町長は、交付決定者に対し補助対象事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第 18 条 町長は、補助金の交付を受けた交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第 4 条及び第 5 条に規定する要件を満たしてないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。